

指定共同生活援助事業所いっぽいっぽ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人自立生活サポートセンターいっぽいっぽが設置する共同生活援助事業所いっぽいっぽ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日本国憲法が保障する生存権の理念実現をめざすとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第10項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、法及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第41号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 共同生活援助事業所いっぽいっぽ
- (2) 所在地 沖縄県那覇市長田2丁目30番5号2階 あゆみ荘
- (3) 共同生活住居

名 称	所 在 地
あゆみ荘	沖縄県那覇市長田2丁目30番5号2階
ふくぎ荘	沖縄県那覇市字国場955番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名 (非常勤・兼務)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメントをし、個別支援計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 4名 (常勤・兼務1名、非常勤・兼務1名、非常勤・専従2名)

世話人は、日常生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(入居定員)

第6条 事業所の入居者の定員は、4人とする。

(定員内訳)

共同生活住居の名称	定 員
あゆみ荘	2人
ふくぎ荘	2人

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 必要に応じた家事等の日常生活上の支援

(2) 健康管理・金銭管理（家計管理支援含む）の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場・生活支援関係諸機関等との連絡調整

(7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、月毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

(1) 入居保証金（入居者の責任による居室の損傷等の補修及び留置品の処分、清掃

費用、未納家賃等が生じた場合の清算金にあてる。) (退去時精算) 30,000 円
(2) 家賃 月額 22,000 円～32,000 円
家賃の金額は、居室の広さに応じて別途定める。
(3) 共益費 (光熱水費込) 月額 10,000 円
(3) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者
に負担させることが適當と認められるもの 実費

- 4 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用
を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、
当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 体験的利用の場合は、家賃・光熱水費・日用品費等の諸経費込みで1日2,000円と
する。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 集団生活であることに留意し、迷惑行為 (暴力・騒音・無断外泊等) を厳に
慎むこと。このような行為が明らかとなった場合、警告のうえ改善がみられない
場合は、退去を要請する場合がある。
- (2) 犯罪行為、あるいは自傷他害の恐れがあり、他の入居者、職員及び事業所等
に対し、重大な損害・危険が及ぶと判断した場合は、即時退去を要請する。
- (3) 支援計画上、その遂行に重大な支障が生じる恐れがある行為を行った場合は
即時退去を要請する。
- (4) 継続して5日以上無断外泊、あるいは、連絡が取れない場合は、退去了したもの
とみなす。尚、入居者の荷物については、3か月の保管期間あと、引き取
りのない場合は処分する。
- (5) 本事業所では、生活援助の一環として個々に応じた家計管理支援を行う。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者 (体験的な利用に係る利用者を除く。) が同一の月に事業
所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当
該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を
算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町
村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定
障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者につい
て前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 共同生活援助の提供中に事故等が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人いっぽいっぽの会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する